

幼稚園施設整備指針改正案 新旧対照表

凡例:

下線部分 は今回改正する部分

黄色着色部分 は報告書記載事項のうち、現行の指針で対応済み部分

青色着色部分 は幼稚園施設における特有の事項

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 学校施設整備の基本的方針</p> <p>2 健康で安全に過ごせる豊かな施設環境の確保</p> <p>発達の著しい幼児期の健康と安全を重視し、日照、採光、通風等に配慮した良好な環境を確保するとともに、幼児期の特性に応じて、また、障害のある幼児にも配慮しつつ、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成することが重要である。</p> <p>さらに、それぞれの地域の自然や文化性を生かした快適で豊かな施設環境を確保するとともに、環境負荷の低減や自然との共生等を考慮することが重要である。</p> <p>第2節 学校施設整備の課題への対応</p> <p>第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備</p> <p>3 耐震性の確保</p> <p>(1)地震発生時において、幼児等の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とする</p>	<p>2（略）</p> <p>3 地震、津波等の災害に対する安全性の確保</p> <p>(1)地震発生時において、幼児等の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とする</p>	<p><共通>防災対策全体の記載</p> <p><津波>耐震性の確保</p> <p><非構造部材の耐震対策></p>

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>ため、施設や設備の損傷を最小限にとどめることなど、十分な耐震性能を持たせて計画することが重要である。</p> <p>（新設）</p>	<p>ため、施設や設備の損傷を最小限にとどめることなど、<u>非構造部材も含め</u>、十分な耐震性能を持たせて計画することが重要である。</p> <p><u>(2)幼稚園施設が、津波等による被害が予想される地域に立地している場合においては、幼児等が津波等から緊急避難場所※へ安全に避難できるよう、周辺の高台や津波避難ビルへの避難経路※の確保又は園舎等建物の屋上や上層階への避難経路の確保を検討し、実施することが重要である。</u></p> <p><u>これらの対策によって安全性が確保できない場合においては、高台への移転又は高層化※を検討し、実施することが重要である。</u></p> <p><u>※緊急避難場所・・・災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための施設又は場所（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 4 関係）</u></p> <p><u>※避難経路・・・ある場所から避難目標地点まで最短時間で、かつ安全に到達できる道筋。一方、避難路とは、避難経路となる道路、通路、避難階段そのものをいう。</u></p> <p><u>※津波等対策における高層化・・・園舎等建物の屋上や上層階を幼児等の緊急避難場所とするために、他の公共施設との複合化等により、本来、教育機能として必要な階数以上の階を有する建物を整備することをいう。</u></p>	<p><津波>津波に対する安全対策を選定し実施することが重要。</p>

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>(新設)</p> <p>(2)幼稚園施設は、地震等の災害発生時には地域住民の応急的な避難場所としての役割も果たすことから、このために必要となる機能も計画することが重要である。</p>	<p>(3)園地に津波等による被害が予想され、津波等に対する安全対策として、幼児等が園舎等建物の屋上や上層階への避難を行う場合においては、当該建物が津波等により構造耐力上支障のある事態を生じないものであることが重要である。</p> <p>(4)幼稚園施設が、地震等の災害時に地域の避難所※となる場合は、このために必要となる機能も計画することが重要である。</p> <p>※避難所・・・災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設(災害対策基本法第49条の7関係)</p>	<p><津波>校舎等の屋上等への避難を想定する場合、津波により構造耐力上支障が生じないことが重要。</p> <p><避難所>用語の適正化</p>
<p>(新設)</p>	<p>(5)幼稚園施設の防災対策は、運営体制や訓練等のソフト面での取組と一体的に実施することが重要である。その際、防災担当部局、学校設置者、幼稚園、自主防災組織、地域住民等と連携しながら取組を進めることが重要である。</p>	<p><共通>防災機能の整備と防災教育等との連携</p>
<p>(新設)</p>	<p>(6)施設自体が防災教育の教材として活用されるよう、各所に標高表示を設置する等、日頃から幼児等に津波等災害の危険性の意識づけを考慮して計画することが重要である。</p>	<p><共通>防災機能の整備と防災教育等との連携</p>
<p>5 施設のバリアフリー対応</p> <p>(1)障害のある幼児、教職員等が安全かつ円滑に生活を送ることができるように、障害の状態や特性、ニーズに応じた計画とすることが重要である。その</p>	<p>(1) (略)</p>	

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>際，スロープ，手すり，便所，出入口，また必要に応じてエレベーター等の計画に配慮することが重要である。</p> <p>(2)幼稚園の教育活動への地域の人材の受入れなど様々な人々が幼稚園教育に参加すること，地域住民が生涯学習の場として利用すること，地震等の<u>災害発生時には地域住民の応急的な避難場所としての役割を果たすこと</u>等，高齢者，障害者を含む多様な地域住民が利用することを踏まえて計画することが重要である。</p> <p>(3)既存幼稚園施設のバリアフリー化についても，障害のある幼児の在籍状況等を踏まえ，所管する幼稚園施設に関する合理的な整備計画を策定し，計画的にバリアフリー化を推進することが重要である。</p> <p>(4)幼稚園施設のバリアフリー化に当たっては，施設の運営・管理，人的支援等のサポート体制との連携等を考慮して計画することが重要である。</p> <p>第3節 幼稚園施設整備の基本的留意事項</p> <p>1 総合的・長期的な視点からの計画の策定</p> <p>(1)多様な教育活動の実施，安全性への配慮，環境負荷の低減，地域との連携を考慮するとともに，当該地域の幼児数や保育ニーズの将来動向，幼稚園教育の今後の方向等を考慮しつつ，総合的かつ長期的</p>	<p>(2)幼稚園の教育活動への地域の人材の受入れなど様々な人々が幼稚園教育に参加すること，地域住民が生涯学習の場として利用すること，地震等の<u>災害時に地域の避難所となるものもあること</u>等，高齢者，障害者を含む多様な地域住民が利用することを踏まえて計画することが重要である。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(1) (略)</p>	<p><避難所>用語の適正化</p>

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>な視点から施設の運営面にも十分配慮した計画を策定することが重要である。</p> <p>(2)当該地域における文教施設の整備計画や幼児教育施設等の整備状況を勘案して幼稚園施設の規模、立地を計画することが望ましい。</p> <p>(3)増築、<u>一部改築</u>、<u>改修</u>、<u>補強等</u>の場合も、幼稚園施設整備の基本方針、新たな課題への対応を踏まえ、総合的かつ中・長期的な視点から<u>計画すること</u>が重要である。</p> <p>4 長期間有効に使うための施設整備の実施</p> <p>(1)幼稚園施設を常に教育の場として好ましい状態に維持するためには、日常の点検・補修及び定期的な維持修繕が必要であり、これらを行いやすい計画とすることが重要である。</p> <p>(2)建物構造体を堅固につくり、室区画や室仕上げは将来の教育内容や指導方法の変化に応じて変更可能とすることや、設備の交換・補修を容易にすること等、長期間建物を有効に使える計画とすることが重要である。</p> <p>(3)情報技術の進展をはじめとする将来のニーズや機能の変化を見込んで、改修整備を行いやすい施設となるよう計画することも有効である。</p> <p>（新設）</p>	<p>(2)（略）</p> <p>(3)増築、<u>改築</u>、<u>改修等</u>の場合においても、幼稚園施設整備の基本方針、新たな課題への対応を踏まえ、総合的かつ中・長期的な視点から<u>計画し、これに基づき、計画的に実施</u>することが重要である。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4)改築より工事費を抑えながら改築と同等の教育</p>	<p><老朽化対策></p> <p><老朽化対策></p>

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>5 関係者の参画と理解・合意の形成</p> <p>(1)特色ある教育内容や指導方法等を反映し、地域と連携した幼稚園運営が行われるよう、企画の段階から教職員・保護者・地域住民等の参画により、総合的に計画することが重要である。また、より効果的・効率的な施設運営を行うためには、施設の完成後においても継続的に施設使用者との情報交換を行うことが重要である。</p> <p>このことは、設計当初の施設機能が十分に活用され、利用実態の面から安全性を確保する上でも重要である。</p> <p>(2)開放施設の利用内容・方法や管理方法、幼児の通園方法、当該幼稚園施設が周辺地域に及ぼす騒音・交通・じんあい等の影響、災害時の対応などについて、事前に地域住民等と十分協議することが重要である。</p>	<p><u>環境を確保でき、排出する廃棄物も少ない長寿命化改修※を積極的に取り入れていくことが重要である。</u></p> <p><u>※長寿命化改修・・・物理的な不具合を直し建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げる改修方法。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>＜津波＞地域住民や児童生徒等の意見も取り入れつつ整備を進めることが望ましい。</p> <p>＜津波＞地域住民や児童生徒等の意見も取り入れつつ整備を進めることが望ましい。</p>

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>第2章 施設計画</p> <p>第1節 園地計画</p> <p>第1 園地環境</p> <p>1 安全な環境</p> <p>(1)地震，洪水，高潮，津波，雪崩，地滑り，がけ崩れ，陥没，泥流等の自然災害に対して安全であることが重要である。</p> <p>(2)建物，屋外運動施設等を安全に設定できる地質及び地盤であるとともに，危険な埋蔵物や汚染のない土壌であることが重要である。</p> <p>(3)危険な高低差，深い池などのない安全な地形であることが重要である。また，敷地を造成する場合は，できるだけ自然の地形を生かし，過大な造成を避けることが望ましい。</p> <p>(4)園地に接する道路の幅員，接する部分の長さ等を考慮し，緊急時の避難，緊急車両の進入等に支障のない敷地であることが望ましい。</p> <p>(5)保育に支障を及ぼし，幼児等の健康や安全を損なうような騒音，振動，臭気等を発生する事業所や車の出入りの頻繁な施設等が周辺に立地していないことが重要である。</p> <p>(6)死角等が生じない，見通しの良い地形であることが望ましい。</p> <p>4 教育上ふさわしい環境</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p><津波>津波に対して安全であることが重要。</p> <p><津波>高台移転を行う場合は，過大な造成を避けることが望ましい。</p> <p><津波>避難時間を短縮するために避難路を整備することが有効</p>

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>(1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業の営業所が周辺に立地していないことが重要である。</p> <p>(2)興行場法第1条に規定する興行場のうち、業として経営される教育上ふさわしくない施設が周辺に立地していないことが重要である。</p> <p>(3)頻繁な車の出入りを伴う施設、騒音、臭気等を発生する工場、その他の教育上ふさわしくない施設が周辺に立地していないことが重要である。</p> <p>(4)保育所、小学校、社会教育施設、社会体育施設その他の地域施設とのネットワークを考慮して立地を計画することも有効である。</p> <p>第2 通園環境</p> <p>1 通園区域</p> <p>幼児の居住分布、幼児期の心身の発達等を考慮し、幼児が疲労を感じない程度の通園距離、若しくは通園時間を設定できることが望ましい。</p> <p>第2節 配置計画</p> <p>第2 配置構成</p> <p>(1)幼児の主体的な活動を促したり、安全でゆとりと潤いのある環境を整備したりするためには、園舎、園庭、半屋外空間等の各施設は、空間的な連続</p>	<p>(1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業の営業所が立地していないことが重要である。</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>1（略）</p> <p>(1)（略）</p>	<p><法改正に基づく修正></p> <p><津波>高台移転を行う場合は、通学距離や学校と地域の関係を十分考慮することが重要。</p> <p><津波>高層化する場合も、学校機能に支障が生じないよう適切な動線計画や防犯計画を検討することが重要。</p>

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>性や回遊性に配慮し、一体的に活用できる配置とすることが重要である。</p> <p>(2)当該地域の気候を考慮して、日照、通風等の良好な環境条件を確保するとともに、各施設部分に必要な機能、利用形態に応じ、園舎、園庭等を配置することや、特に冬季の保育時間における園庭への日照を確保できるように、園舎を配置することが重要である。</p> <p>(3)騒音、ほこり、振動、日影、プライバシー等について周辺との相互の影響を可能な限り避けることができるように、各施設部分を配置することが重要である。</p> <p>(4)日常の幼児、教職員、通園バス等の通行においてはもちろん災害時の避難や緊急車両等の進入も考慮しつつ、近接道路からの出入りの動線、園内の各動線を安全かつ合理的に確保できるように、園舎、園庭を配置することが重要である。</p> <p>(5)園舎、園庭、半屋外空間及び門、囲障などの付帯施設は、意匠面において相互に調和し、周辺の景観との調和等に配慮した配置構成とすることが望ましい。</p> <p>(6)防犯及び事故防止の観点から、見通しがよく、死角が生じないよう園舎、園庭、半屋外空間等の各施設の配置を計画することが重要である。また、防犯上の安全性を確保するため、幼児の活動範囲の明</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p><津波>避難時間を短縮するために避難路を整備することが有効。</p>

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>確化、敷地境界から園舎までの距離の確保、保育室と職員室等との位置関係に配慮することが重要である。</p> <p>(7)園舎の敷地は、盛土部分並びに異なる地質及び地盤条件の混在する部分にまたがらず、かつ、土砂の流出するおそれのある部分に近接していないことが望ましい。</p> <p>(8)幼児と地域との交流や幼稚園開放を実施する場合は、利用者の動線に留意し、交流部分や開放部分の配置を考慮して建物の位置を計画することが重要である。</p> <p>（新設）</p> <p>(9)幼稚園と保育所、小学校、社会教育施設、高齢者福祉施設等との複合化を計画する場合は、双方の交流が円滑かつ効果的に展開できるよう利用動線や交流の場について考慮し、建物位置を計画することが重要である。</p> <p>(10)避難階以外の階を幼児が利用する計画とする場合には、緊急時の幼児の避難に十分配慮した計画とすることが重要である。</p> <p>(11)屋外倉庫その他の屋外の施設や設備は、利用しやすく、かつ、教育活動等に支障の生じない位置に配置することが重要である。</p>	<p>(7)（略）</p> <p>(8)（略）</p> <p><u>(9)津波等の対策のために高層化することも有効である。この場合は、他の公共施設と複合化することも有効である。</u></p> <p>(10)（略）</p> <p>(11)（略）</p> <p>(12)（略）</p>	<p><津波>津波対策として高層化する場合は、他の公共施設と複合化することも考えられる。</p>

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>第3章 園舎計画</p> <p>第1 基本的事項</p> <p>3 安全かつ円滑な動線に配慮した計画</p> <p>(1) 幼児の幼稚園における一日の活動が円滑に継続できるよう、空間的な連続性を確保した動線を設定することが望ましい。</p> <p>(2) 幼児，教職員，保護者，幼稚園開放時における利用者等が円滑に園内を移動することができるよう安全で明確な動線を設定することが重要である。</p> <p>(3) 園具，遊具等の運搬や配食などを安全かつ円滑に行うことができるような動線を設定することが重要である。</p> <p>(4) 可能な限り簡明で遠回りとならない動線を設定することが重要である。特に，遊戯室等多人数を同時に収容する空間を避難階以外の階に計画する場合は，非常時の迅速な避難のために複数の<u>避難動線</u>を確保する等，その<u>避難動線</u>の設定に十分留意することが重要である。</p> <p>(5) 開放的な渡り廊下を設ける場合には，不審者の侵入に対する安全性の確保を図ることが重要である。</p> <p>(6) 3歳児や障害のある幼児の日常の動線や避難動線に十分配慮して計画することが重要である。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 可能な限り簡明で遠回りとならない動線を設定することが重要である。特に，遊戯室等多人数を同時に収容する空間を避難階以外の階に計画する場合は，非常時の迅速な避難のために複数の<u>避難経路</u>を確保する等，その<u>避難経路</u>の設定に十分留意することが重要である。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 3歳児や障害のある幼児の日常の動線や<u>避難経路</u>に十分配慮して計画することが重要である。</p>	<p></p> <p><津波>避難時間を短縮するために避難路を整備することが有効。</p> <p><津波>幼児は小中学生に比べ，円滑で速やかな避難が困難であるため，確実に避難できるよう施設面の配慮を行うこと</p>

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>4 安全・防犯対策</p> <p>幼児が立ち入るべきでない場所は、施錠するなど物理的な立入制限をできるよう計画することが重要である。また、窓・出入口についても、容易に破壊されにくいものとするよう留意するとともに、非常時の避難にも配慮しつつ、適確な施錠管理を行うことが重要である。</p> <p>第2 保育空間</p> <p>1 保育室</p> <p>(1)空間構成，位置等</p> <p>①日照，採光，換気，通風，音響等の良好な環境条件の確保に十分留意して，位置，方位等を計画することが重要である。</p>	<p><u>(7)津波等災害時の緊急避難場所である高台や津波避難ビル，園舎等の屋上等までの避難経路を可能な限り短縮するよう計画することも有効である。</u></p> <p><u>(8)園舎等建物の屋上や上層階に津波等からの緊急避難場所が配置される場合においては，想定される津波等の水位以上の高さにすることが重要である。</u></p> <p><u>なお，園舎等の上層階を緊急避難場所とする場合も，段階的な避難を可能とするため，屋上への避難階段を整備しておくことが望ましい。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>① (略)</p>	<p>が重要。</p> <p><津波>避難時間を短縮するために避難路を整備することが有効。</p> <p><津波>避難する屋上や上層階が想定される津波等の水位以上の高さにあることが重要。</p> <p><津波>教職員が不在時にもパニックオープン等の仕組みの導入等により速やかな避難ができることが重要。</p>

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>②幼児の活動の拠点となる空間であることを考慮し、遊戯室その他の保育空間及び園庭との連携を十分検討し、適切な空間構成とすることが重要である。</p> <p>③幼児の交流，教職員間の連携・協力を円滑に行うことができるように，保育室相互のつながりに留意して計画することが重要である。</p> <p>④3歳児が活動する保育室は，遊びの場や便所等との関連に留意するとともに，職員室から見通しが良い位置に配置することが望ましい。</p> <p>⑤テラス，バルコニー等の半屋外空間や中庭，芝生等の屋外空間に，直接出入りできるように計画することが望ましい。</p> <p>(2)面積，形状等</p> <p>①多様な教育内容や指導方法に対応できるとともに，園具，遊具等を弾力的に配置できる面積，形状とすることが重要である。</p> <p>②幼児が様々な体験を行うことができるように，活動の内容や方法等に応じて様々なコーナーを形成できる面積，形状とすることが重要である。また，家具や，パーテーション等を簡単に収納することが可能な計画とすることが望ましい。</p> <p>③作品や資料の掲示スペースや展示空間，持ち物の収納空間を確保できる面積，形状とすることが重要である。</p>	<p>②（略）</p> <p>③（略）</p> <p>④（略）</p> <p>⑤（略）</p> <p>①（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③（略）</p>	<p><津波>高層化する場合も，学校機能に支障が生じないよう適切な動線計画や防犯計画を検討することが重要。</p> <p><津波>高層化する場合も，学校機能に支障が生じないよう適切な動線計画や防犯計画を検討し，特に幼稚園や小学校の場合は，日常の学校生活における校庭等との連続性に配慮することが重要。</p>

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>④保育室の一部に、畳やカーペット等を採用したり、ソファやベンチ等を設置したりすることも有効である。</p> <p>⑤衛生面に十分留意しつつ、水栓、流しその他の生活用設備、小動物や植物と親しむための設備などを設置する空間を確保できることが望ましい。</p> <p>⑥3歳児が活動する保育室は、シャワー設備、給湯設備などの利用を考慮した計画とすることが望ましい。</p> <p>2 遊戯室</p> <p>(1)空間構成、位置等</p> <p>①保育室との連携や、特に降雨、降雪時の利用を十分検討し、規模、位置等を適切に計画することが重要である。その際、保護者や地域住民による利用や、近隣の小学校の児童等との交流も考慮して計画することが望ましい。</p> <p>②保育室やホールと連続して計画し、一体的な利用も行えるよう考慮することも有効である。その際、幼児の日常の動線となる空間を確保できるように計画することが望ましい。</p> <p>③運動に使う遊具、大型の遊具等を収納するための空間を、日常の出し入れに便利な位置に確保することが望ましい。</p> <p>（新設）</p>	<p>④（略）</p> <p>⑤（略）</p> <p>⑥（略）</p> <p>①（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③（略）</p> <p>④津波等災害時に、遊戯室を緊急避難場所として利</p>	<p><津波>高層化する場合も、学校機能に</p>

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>(2)面積，形状等</p> <p>①幼児が安全にしかも伸び伸びと活動できる面積，形状とすることが重要である。</p> <p>②活動の内容や方法に応じて各種の園具，遊具等の配置を換えたり，様々なコーナーを形成できる面積，形状とすることが望ましい。</p> <p>③避難時や行事の際の利用者の動線も考慮しつつ，幼児等が円滑かつ安全に移動できる出入口の位置，幅等を計画することが重要である。</p> <p>④幼児の発表，保護者の交流，様々な行事等に必要照明，音響，ステージ，暗幕等の設備を適切に設置できる空間を確保することが重要である。</p> <p>第3 共通空間</p> <p>2 廊下，階段等</p> <p>(1)空間構成，位置等</p> <p>①廊下，階段，スロープ等は，安全かつ円滑な動線としての機能を確保できるよう規模，配置等を計画することが重要である。</p> <p>②安全性の確保に留意しつつ，幼児等が多様な活動，交流を展開する場としても活用できるように，廊下，階段等を計画することが望ましい。</p>	<p><u>用するために，上層階に計画することも有効である。その場合には，日常の教育活動に支障を生じない動線計画とすることが重要である。</u></p> <p>①（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③（略）</p> <p>④（略）</p> <p>①（略）</p> <p>②（略）</p>	<p>支障が生じないよう適切な動線計画や防犯計画を検討することが重要。</p>

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>③階段の踊り場や廊下にゆとりを持たせることにより、例えば幼稚園を紹介するためのギャラリーや多様な情報を交換する場として計画することも有効である。</p> <p>④必要に応じ、保育室、遊戯室等と一体の空間としても利用することのできるような計画とすることも有効である。</p> <p>(2)面積、形状等</p> <p>①必要な照度を確保し、過度の混雑を生じることのない安全な幅、形状等とすることが重要である。<u>特に、吹抜け等に面した階段では、墜落・転落事故防止のための防護措置を講ずることが重要である。</u></p> <p>(①より分離、移動)</p> <p>②車椅子を利用した移動等に支障のない適切な面積を確保し、段差がある箇所はスロープ等を設置することが望ましい。</p> <p>③廊下の曲がり角、廊下と階段の接続部等は、出会い頭の衝突防止に配慮し、見通しを確保するなど形状等を工夫することが重要である。</p> <p>④廊下の突き当たり部は、衝突防止に配慮した計画とすることが重要である。</p>	<p>③（略）</p> <p>④（略）</p> <p>①必要な照度を確保し、過度の混雑を生じることのない安全な幅、形状等とすることが重要である。</p> <p>②<u>階段は、幼児が安全に昇降することができるよう、段差の寸法や手すりの設置、床面の素材などに配慮することが重要である。</u></p> <p>③<u>吹抜け等に面した階段では、墜落・転落事故防止のための防護措置を講ずることが重要である。</u></p> <p>④（略）</p> <p>⑤（略）</p> <p>⑥（略）</p>	<p><津波>緊急避難場所への避難路や避難階段の整備を行う場合には、児童生徒等の人数、年齢、体格等を踏まえ、幅員や勾配、段差等を決定することが重要。</p> <p><けあげ>一定の条件を満たせば、けあげが18cmまで可になることに伴う記載の充実（従来は16cm以下）</p> <p><津波>車いすの利用者が円滑かつ迅速に避難できるよう、スロープを採用することが望ましい。</p>

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>第4章 園庭計画</p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1 教育環境の向上</p> <p>(1)幼児期の心身の発達，人体寸法，動作寸法，行動特性等を勘案して，幼児が自発的，自主的な活動を展開できるように，防災性，防犯性など安全性の確保に十分留意して各施設部分を計画し，設計することが重要である。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(1)幼児期の心身の発達，人体寸法，動作寸法，行動特性等を勘案して，幼児が自発的，自主的な活動を展開できるように，防災性，防犯性など安全性の確保に十分留意して各施設部分を計画し，設計することが重要である。<u>特に，屋外に避難路※を計画する場合においては，過度の混雑を生じることのない安全な幅，形状とするとともに，滑りにくい仕上げとすることが重要である。</u></p> <p><u>※避難路・・・避難する際に通行する道路，通路，階段そのもの。一方，避難経路は，ある場所から避難目標地点まで最短時間でかつ安全に到達できる道筋を言う。</u></p> <p><u>(2)津波等災害時の緊急避難場所への避難路は，車いすの利用者等の利用も踏まえ，スロープとすることが望ましい。この場合に，周囲の助けを得て押し上げてもらうことを前提とした勾配のスロープとすることが望ましい。</u></p> <p><u>(3)階段やスロープの上り口に，車いすの利用者などによる滞留が生じないよう，十分な面積の上り口を確保することが望ましい。</u></p>	<p><津波>緊急避難場所への避難路や避難階段の整備を行う場合には，児童生徒等の人数，年齢，体格等を踏まえ，幅員や勾配，段差等を決定することが重要。</p> <p><津波>車いすの利用者の円滑な避難のため，高台等への避難路には階段ではなくスロープを採用することが望ましい。この場合のスロープは，周囲の助けを得て押し上げてもらうことを前提とした勾配とすることが望ましい。</p> <p><津波>車いすの利用者が階段により避難する場合には，滞留が生じないよう上り口を広く確保することが望ましい。</p>

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>(2)園庭を構成する各施設部分について、指導方法、幼児の多様な活動内容や利用頻度等を十分勘案した適切な空間構成、配置等を計画することが重要である。</p> <p>(3)幼児の多様な活動内容に十分留意し、園舎周りの屋外空間や屋上等を含め、園地全体を活用して幼児が活動できるよう園庭全体の連続性や回遊性に配慮することが重要である。</p> <p>(4)3歳児や乳幼児の利用が想定される場合は、専用の屋外保育空間を保育室に近接した位置に設けることも有効である。</p> <p>(5)幼児の自然体験を豊かにし、心身の発達を促すため、防災性、防犯性など安全性の確保に十分留意しつつ、現存する森、樹木、池等や自然の傾斜、段差等を有効に活用することが望ましい。</p> <p>(6)環境を考慮した取り組みとして、太陽光を利用したモニュメント、風力発電装置等を設置することは、環境教育を踏まえた活用という観点からも望ましい。</p> <p>(7)園地近傍の樹林、草原、小山、小川、池等を活用して園庭を計画することも有効である。</p> <p>(8)園舎の屋上、壁面、テラス、ベランダなどについて緑化することが、環境を考慮した施設づくりという観点からも有効である。</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p>	<p><津波>高層化する場合も、学校機能に支障が生じないよう適切な動線計画や防犯計画を検討することが重要。</p>

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>第6 門， 囲障等</p> <p>1 門</p> <p>(1) 幼児の安全上及び教育上の支障がなく， 周辺の地域住民の生活等に支障を及ぼさないような位置に配置することが重要である。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 幼児等の通行量が最大となる時間帯の通行密度， 緊急車両の通行等を勘案して十分な幅の通行部分を確保することが重要である。</p> <p>(3) 幼児の道路への飛び出しを避けることができるように， 門及び門周りの囲障の仕様， 配置等を計画することが望ましい。</p> <p>(4) 門扉を設ける場合には， 開閉方法， 形状， 重量等を十分検討して安全に開閉できるよう計画するとともに， 心理的な圧迫感を与えることのないよう意匠に配慮することが重要である。</p> <p>(5) 不審者の侵入防止や犯罪防止， 事故防止等の観点から， 死角とならない場所に配置し， 門の施錠管理を適確なものとするのが重要である。また， 防犯カメラや赤外線センサー， インターホン等の防犯設備を， 必要に応じ門の周辺に設置することも有効である。</p> <p>(6) 見通しのきかない位置に門を設けざるを得ない</p>	<p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 津波等災害時の緊急避難場所である高台や津波避難ビルまでの避難経路が短縮される位置に門を設置することも有効である。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>	<p><津波> 避難時間を短縮するために避難路を整備することが有効。</p>

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>場合は、門の施錠や開閉による来訪者の出入管理に特に留意することが重要である。その際、障害者や高齢者の利用に支障が生じないよう配慮することが望ましい。</p> <p>(7)外部からの来訪者を確実に確認できるよう、来訪の際は必ず受付場所へ立ち寄る旨の表示を門等に掲げることが重要である。また、誘導のための案内図やサインを必要に応じ門の周辺に計画することも有効である。</p> <p>(8)門の周辺に、送迎の際などに保護者同士が交流できる空間を計画することが望ましい。</p> <p>第5章 詳細設計 第1 基本的事項 1 安全性を重視した設計</p> <p>(1)教育の場として、地震、暴風、降雨、積雪、落雷等の災害や火災、事故、事件等に対し、十分な防災・防犯性など安全性を確保するよう設計することが重要である。</p> <p>(2)幼児の活動や園具、遊具等の移動を考慮し、床、壁等は十分な強度と適度な弾力性を備えた材質、工</p>	<p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p><u>(10)緊急避難場所や避難所となる場合においては、緊急避難場所等である旨及び避難経路をわかりやすく示す案内図やサインを設置することが重要である。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p><津波>案内看板の設置等により緊急避難場所であることを明示しておくことが重要。</p>

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>法とすることが重要である。</p> <p>(3)幼児の墜落・転落，転倒，衝突，切傷，火傷，挟まれ事故防止のために，柱や壁のコーナーの面取り，手すりや扉のストッパーの設置，突起物や足掛け部分の除去等の工夫を行うなど，各部における細部に至るまで，幼児の多様な行動に対し十分な安全性を確保した計画とすることが重要である。</p> <p>また，本来，幼児が乗ることを想定していない，渡り廊下や駐輪場の屋根，天井裏等についても，安全性の確保について配慮することが重要である。</p> <p>(4)地震，暴風時等における家具の転倒，落下や経年・老朽化による仕上げ材の落下を防止するため，適切な仕様，工法とし，必要に応じて家具等を配置する部分の補強，確実な固定措置を講じるよう設計することが重要である。</p> <p>第2 内部仕上げ</p> <p>2 材質</p> <p>(1)燃えにくい材質のものが望ましい。特に，火気使用室，暖房器具の周辺の天井，壁等の内装は，十分な防火性のある材質のものが使用することが重要である。</p> <p>(2)床には滑りやすい材質のものの使用を避け，必要に応じ，滑り止めを設けることが重要である。</p>	<p>(3) (略)</p> <p>(4)地震，暴風時等における天井，照明等の脱落，破損や家具の転倒，落下の防止，経年・老朽化による仕上げ材等の落下の防止など，非構造部材等の安全性を確保するため，適切な設計，仕様，工法とし，必要に応じて家具等を配置する部分の補強，確実な固定措置を講じることが重要である。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p><非構造部材の耐震対策></p> <p><けあげ></p>

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>(3)水を使用する部分及び昇降口等の雨などが持ち込まれる部分には、清掃等の維持管理の方法に留意しつつ、耐水性、耐湿性及び耐食性に優れ、かつ、濡れても滑りにくい材質のものを使用することが重要である。</p> <p>なお、調理室については、雑菌等の発生を抑制するドライ方式とすることが重要である。また、便所については、ドライ方式とすることも有効である。</p> <p>(4)適度に吸音性のある材質のものを使用し、適切に施工することが重要である。特に、面積の広い室・空間、大きな騒音の発生が予想される室・空間については、十分な吸音性をもつ材質のものを使用することが重要である。</p> <p>(5)汚れにくく、清掃がしやすい材質のものを使用することが望ましい。特に、食物を扱う室・空間、便所、洗面所、昇降口等の内装は、十分な耐汚性もち、日常的に清掃がしやすい材質のものを使用することが重要である。</p> <p>(6)壁、床等には、十分な強度と適度な弾力性を持ち、十分な耐久性のある材質のものを使用することが重要である。特に、運動を行う空間の床は、不陸(ふりく)や表面の荒れなどを生じにくい材質のものを使用することが重要である。</p> <p>(7)幼児の心を和ませ、また、保育空間に家庭的な雰囲気を醸し出すため、柔らかな手触りや温かみの</p>	<p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>	

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>感じられる木質材料, 畳等の素材を適宜使用することが望ましい。</p> <p>(8)再生資源を利用した材料等の使用についても検討することが望ましい。</p> <p>(9)幼児の健康と快適性を確保するため, 室内空気を汚染する化学物質の発生のない, 若しくは少ない建材を採用するとともに, 施工手順・方法に配慮することが重要である。</p> <p>3 天井, 壁等</p> <p>(1)剥落するおそれのない工法を計画することが重要である。</p> <p>(2)壁には, 幼児の日常の活動等に対し支障や危険を及ぼすような突起物を設けないことが重要である。なお, 掛け具を設ける場合には, 危険防止に留意して設計することが重要である。以下(7)参照</p> <p>(3)柱は, 衝突時の被害を最小限とするため, 面取り処理やカバーの設置等の配慮をすることが重要である。床が濡れやすい場合については, 特に留意することが重要である。</p> <p>(4)運動を行う空間の天井は十分な強度, 壁は十分な強度と適度な弾力性を備え, 危険な突起等のない形状とし, 必要な設備・用具を取り付けることが可能な仕様とすることが重要である。</p>	<p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(1)剥落するおそれのない工法を計画することが重要である。<u>特に, 地震時においても脱落・破損等しないようにすることが重要である。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p><非構造部材の耐震対策></p>

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>(5)音の発生する室・空間及び一定の静寂さを必要とする室・空間の壁，天井等は，適度の遮音性をもつ仕様とすることが重要である。</p> <p>(6)建物の外気に面する壁，最上階の天井等を断熱化することも有効である。</p> <p>(7)幼児の作品の掲示等を行うことのできる仕様として計画することも有効である。その際，幼児の目の高さに留意して計画することが望ましい。</p> <p>(8)遊具の収納空間や，多様なコーナー，アルコーブ，デンを設けるなど，幼児の遊びを生み出す場として壁を活用することも有効である。</p> <p>(9)移動・可動間仕切等を導入する場合は，必要に応じ，防音性のある材質のものを使用することが望ましい。</p>	<p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p>	
<p>4 床</p> <p>(1)床には，気が付かずにつまずくような段差や突起等を設けないことや，これらを誘発するデザインとしないことが重要である。やむを得ず段差の生じる部分には，必要に応じ，適切な勾配のスロープを設けることが望ましい。</p> <p>(2)障害のある幼児，教職員，保護者及び幼稚園開放時の高齢者，障害者等が支障なく活動ができるよう，床には障害となる段差等を設けないことが重要である。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p><津波>車いすの利用者が円滑かつ迅速に避難できるよう，スロープを採用することが望ましい。</p> <p><津波>車いすの利用者が円滑かつ迅速に避難できるよう，スロープを採用することが望ましい。</p>

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>(3)床は、幼児が這う、寝転ぶ、座る等の行動に対して、安全な仕上げとすることが重要である。</p> <p>(4)結露による床の濡れを防止するため、地域の気象条件、建物規模、設備等を踏まえ総合的に計画することが重要である。結露防止のため、必要に応じ、床及び床近傍の部位は、その断熱仕様について十分考慮して計画することが望ましい。なお、居住性を高める上でも、最下階の床を断熱化することも有効である。</p> <p>(5)運動を行う空間の床は、十分な強度と適度な弾力性を備え、危険な突起等のない形状とし、必要な設備・用具を取り付けることが可能な仕様とすることが重要である。</p> <p>(6)活発な活動を行う空間を上階に計画する場合は、振動及び騒音の伝播の防止を考慮した仕様とすることが重要である。</p> <p>(7)階段は、段を確実に認識できるよう、段鼻を目立たせたり、段の有無を誤解させたりしないなど、転倒を誘発する要因がないよう配慮することが重要である。</p>	<p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>	
<p>第3 開口部</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1)採光、通風、換気等を効果的に行うことのできる配置、大きさ、形式等とすることが重要である。</p>	<p>(1) (略)</p>	

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>(2)幼児等の日常の活動において事故が発生することなく円滑に移動や開閉等を行うことができ、また、地震、暴風等に対して<u>破壊、脱落</u>等することのないよう、十分安全でかつ使用しやすい構造、形式等とすることが重要である。特に、幼児の衝突に対して十分な安全を確保できるように、材料、形状等を計画することが重要である。</p> <p>(3)遮音、断熱等が必要な室・空間の開口部については、建具本体、建具本体と枠との取り合い部分に十分な気密性を確保した仕様とすることが重要である。なお、必要に応じ断熱仕様の建具とすることも有効である。</p> <p>(4)奥行きが深い空間や面積の広い空間は、採光、換気、保温等の環境条件の確保に特に留意し開口部の位置、面積、仕様等を設計することが重要である。</p> <p>(5)ガラスは、人体及びボール等の衝撃や、地震、風等の災害に対し破損しにくく、又は破損しても事故につながらないように、各種ガラスの性能を十分に踏まえ、使用場所及び使用目的に適した種類、厚み、大きさのものを選択することが重要である。</p> <p>また、衝突を防ぐため手すり等を設けたり、錯覚して衝突しないように、ガラスが認識できる工夫をすることが重要である。</p> <p>(6)扉と枠の間や戸袋など危険な隙間への挟まれ防止に配慮した形状等とすることが重要である。</p>	<p>(2)幼児等の日常の活動において事故が発生することなく円滑に移動や開閉等を行うことができ、また、地震、暴風等に対して<u>脱落、破損</u>等することのないよう、十分安全でかつ使用しやすい構造、形式等とすることが重要である。特に、幼児の衝突に対して十分な安全を確保できるように、材料、形状等を計画することが重要である。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p><非構造部材の耐震対策></p>

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>3 出入口</p> <p>(1)出入口の幅は、非常時の幼児の避難や、幼稚園開放時の高齢者、障害者の利用等も考慮し、必要かつ十分な幅を確保した上で、扉等は操作しやすく安全な形式等とすることが重要である。</p> <p>また、敷居部分は、通行の支障となるような段差や隙間を生じないような形式、仕様等とし、その周辺は、衝突事故等に対し、十分安全性を確保した計画とすることが重要である。特に、屋内外の出入口は、出入りの際に、転倒等の事故が起きないように敷居部分及びその前後の床との取り合い部分の仕様等を設計することが重要である。</p> <p>(2)出入口の建具は、引戸とすることが望ましい。なお、開き戸を設ける場合は、開閉時の安全性に配慮した形式とすることが重要である。</p> <p>(3)屋外への出入口は、上部からの落下物や落雪等による危険を防止することができる設計とすることが重要である。また、降雨時、降雪時等における傘の利用を考慮して計画することが望ましい。</p> <p>(4)屋外への出入口や防火戸など重量のある扉等は、開閉時の安全性に配慮した形状とすることが重要である。特に、防火シャッターについては、維持管理体制にも十分留意しつつ、幼児に対する危害防止対策として、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p><津波>緊急避難場所への避難路や避難階段の整備を行う場合には、児童生徒等の人数、年齢、体格等を踏まえ、幅員や勾配、段差等を決定することが重要。</p>

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>とあわせ、音や光による注意喚起装置を設置することが望ましい。</p> <p>第4 外部仕上げ</p> <p>3 屋根，外壁等</p> <p>(1)剥落するおそれのない工法とすることが重要である。</p> <p>(2)幼児の保育空間に面する部分は，幼児の活発な活動に対し十分安全な形状等とすることが重要である。特に，壁や柱などの出隅部分は，幼児の衝突時の安全を確保できるように設計することが重要である。</p> <p>(3)建物全体の調和を保ちながら，芸術的，文化的な要素を取り入れた計画とすることも有効である。</p> <p>(4)屋内の熱の損失及び外気の影響等を低減し居住性を高める上で，外壁，屋上等の各部を必要に応じ断熱化することも有効である。</p> <p>(5)雨樋は，落葉等による詰まりや冬期の凍結に留意した計画とすることが望ましい。</p> <p>(6)犬走りやテラスその他幼児が通行する部分には，危険な突起物や段差などを設けないことが重要である。</p> <p>第6 その他</p>	<p>(1)剥落するおそれのない工法とすることが重要である。<u>特に，地震時においても脱落・破損等しないようにすることが重要である。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p><非構造部材の耐震対策></p>

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>1 屋上</p> <p>(1)屋上を利用する計画とする場合は、利用目的に応じ、床の材料、工法等を適切に計画し、設計することが重要である。</p> <p>(2)保守点検を行いやすい計画とするとともに、地域特性や環境条件等を考慮しつつ、太陽光パネルの設置や屋上緑化を計画することも有効である。</p> <p>(3)地域の景観等を考慮した形状において計画することも有効である。</p> <p>(4)屋上を利用する計画とする場合は、行われる活動内容・活動形態に応じ、必要な防球ネット、保護ネット・柵等を設けるなど、墜落事故に対し、十分安全性を確保した計画とすることが重要である。</p> <p>(5)屋上への出入口は、幼児が容易に出ることのないよう適切な施錠管理を行うことが重要である。</p> <p>(6)塔屋等のタラップについては、幼児が容易に登ることのないよう配慮することが重要である。</p> <p>(7)階段、バルコニー、屋上、吹抜け等には、円滑な移動と墜落防止のために、適切な高さで十分な強度を持った腰壁や手すりを設計することが重要である。</p> <p>(8)階段、バルコニー、屋上、吹抜け等の笠木や手すりは、勾配を適切に設定するなど、上部に物が置けない形状とすることが重要である。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>	<p><津波>屋上への避難を想定する場合は、避難者数を想定して屋上の強度を確認することが重要。</p> <p><津波>屋上への避難を想定する場合は、落下防止用の手すりを設けることが重要。</p>

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>2 手すり</p> <p>(1)階段、バルコニー、屋上、吹抜け等には、円滑な移動と墜落・転落防止のために、適切な高さと十分な強度の手すりを設計することが重要である。また、足を掛けられるような仕様は避け、通り抜けられる隙間をつくらない設計とするなど、幼児の乗り越え、通り抜け、滑り降り等を防止できる寸法、形状等とすることが重要である。</p> <p>(2)廊下・階段等の手すりは、幼児が握りやすく、安全で感触の良い材質、形状等とすることが重要である。なお、壁等に設置する手すりは、壁との距離や手すりの支持部分の位置、形状等に留意して計画することが重要である。</p> <p>(3)階段の手すりには、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。</p> <p>(4)手すりは、転倒・衝突等の事故や衣服・かばん等の絡まり・引っかかりによる事故を生じないよう終端部分の仕様等に留意して設計することが重要である。</p> <p>(5)必要に応じ、設置高さ等に留意しつつ、障害のある幼児や教職員、保護者及び幼稚園開放時の高齢者、障害者等の活動に対応できるよう滑りにくい材質の手すりを廊下、階段の両側、便所などに設けることが望ましい。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 廊下・階段等の手すりは、幼児が握りやすく、安全で感触の良い材質、形状等とすることが重要である。なお、壁等に設置する手すりは、壁との距離や手すりの支持部分の位置、形状等に留意して計画することが重要である。<u>なお、幼児の体格を踏まえ、二段手すりを整備することも有効である。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p><津波>屋上への避難を想定する場合は、落下防止用の手すりを設けることが重要。</p> <p><津波>屋上への避難を想定する場合、幼児の体格を踏まえ、二段手すりを整備することも有効である。</p>

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>第6章 構造設計</p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1 安全性</p> <p>(1)幼児等が遊びや生活の場として一日の大半を過ごすだけでなく幼稚園開放時や緊急の災害時に地域住民等が利用することも考慮し、十分な安全性を確保するように計画し、設計することが重要である。</p> <p>(2)地震時に、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるよう、設計地震力を割増して設計する等、耐力計算に余力をもたせた設計とすることが重要である。</p> <p>(3)多様な保育形態に対応する上で必要とされる幼稚園固有の空間の構築に対し、十分安全な構造を計画し、設計することが重要である。</p> <p>特に、桁行き方向の耐力を十分に確保することが重要である。</p> <p>(4)必要となる空間、設備等の改造・改修に対し、構造上十分な余裕を確保した設計とすることが望ましい。</p> <p>第2 上部構造</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 地震時に、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるよう、設計地震力を割増して設計する等、耐力計算に余力をもたせた設計とすることが重要である。<u>また、天井や照明器具等の非構造部材について、落下・破損等の防止に十分配慮することが重要である。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p><非構造部材の耐震対策></p>

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>(新設)</p> <p>5 その他</p> <p>(1)建物から突出する部分は、必要な耐震、耐風、耐寒冷性等を確保するよう設計することが重要である。</p> <p>(2)広い面積を有する屋根は、各構成部材に十分な強度を有するものを使用し、各部材相互を確実に緊結することが重要である。</p> <p>(新設)</p> <p>第5 その他</p> <p>1 園舎付設物</p> <p>(1)塔屋、高架水槽、屋外突出煙突等の園舎付設物</p>	<p><u>5 洪水、高潮、津波に対する設計</u></p> <p><u>園地に津波等による被害が予想され、津波等に対する安全対策として、幼児等が園舎等建物の屋上や上層階への避難を行う場合においては、当該建物が津波等により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該建物に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであることが重要である。</u></p> <p>6 その他</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3)天井や照明器具等の非構造部材について、落下・破損等の防止に十分配慮することが重要である。</u></p> <p>(1) (略)</p>	<p>＜津波＞屋上等への避難を想定する場合は、当該建物が津波等により構造耐力上支障のある事態を生じないことが重要。</p> <p>＜非構造部材の耐震対策＞</p> <p>＜津波＞十分な耐震性能を有することが</p>

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>は、設計震度を園舎より大きく設定して設計することが重要である。</p> <p>(2)園舎との接続部分は、十分な強度を確保するよう設計することが重要である。</p> <p>(3)園舎の屋外に避難階段を設ける場合には、基礎、園舎との接合部等に十分な耐力を確保することが重要である。</p> <p>第8章 設備設計 第1 基本的事項 3 機能性</p> <p>(1)幼児の遊びや生活等において要求される各室・空間の機能及び環境を確保し、維持することができるよう園舎計画と総合的に計画し、設計することが重要である。</p> <p>(2)将来の教育内容・保育形態等の変化に伴い必要とされる機能の変化、地域住民の利用の増加等に柔軟に対応することができるよう計画し、設計することが望ましい。</p> <p>(3)必要に応じ、<u>地震災害時</u>における飲料水、電源等を確保するため、貯水槽や自家発電設備、<u>避難住民</u>のための便所等について計画することも有効である。</p> <p>(4)環境教育に直接寄与する設備・計測機器等の設置を計画することも有効である。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3)必要に応じ、<u>災害時</u>における飲料水、電源等を確保するため、貯水槽や自家発電設備、<u>避難者</u>のための便所等について計画することも有効である。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>重要。</p> <p><避難所>用語の適正化</p>

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>第2 照明設備</p> <p>3 屋外照明設備</p> <p>(1)外気に直接露出する機器等は、当該地域の気候的状况を勘案し、十分な耐候性を備えるよう計画し、設計することが重要である。</p> <p>(2)照明機器は、必要に応じ、破損防止の措置を講じるとともに、堅固に取り付けることが重要である。また、周辺環境への影響を考慮するとともに、必要に応じ、非拡散性の光源のもので計画することが重要である。</p> <p>(3)防犯を目的として園地周辺部、園舎周囲等を照明する常夜灯を設置することも有効である。 (新設)</p> <p>第4 情報通信設備</p> <p>1 音声系設備</p> <p>(1)拡声器等は、利用目的に応じ、可聴範囲に留意しつつ、適切な位置に堅固に取り付けることが重要である。</p> <p>(2)受信側で音量を任意に調節することができるよう設計することが重要である。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>防犯や防災を目的として園地周辺部、園舎周囲等を照明する常夜灯を設置することも有効である。</u></p> <p>(4) <u>避難路については、夜間等に停電した場合においても安全に避難できるよう照明等を計画することが望ましい。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>非常時に幼児等の速やかな避難行動を促すこと</u></p>	<p><津波>夜間の停電時にも安全に避難できるよう、避難路にソーラーライト等を設置することが望ましい。</p> <p><共通>停電にも対応できる校内放送設備を整備することが重要。</p>

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>(3)屋外に設置する拡声器については、その音響が周辺へ支障を及ぼすことのないよう位置及び向きに十分留意して設計することが重要である。</p> <p>3 情報系設備</p> <p>(1)電話、インターフォン、コンピュータ、インターネット等の設備は、利用の目的に応じ、必要とする回線網を適切に確保することのできるようあらかじめシステムを検討し、導入することが重要である。</p> <p>(2)各保育室や管理関係室から離れている室等には、必要に応じ、電話、インターフォン等の通信設備を設けることが望ましい。</p> <p>(3)室内、廊下等を含めた園内のあらゆる場所で、急速に変化する様々なメディアに対応できるよう床仕上げ、配線等に柔軟性を持たせた設計とすることが重要である。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>ができるよう、停電時にも対応できる園内放送設備を整備することが重要である。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4)災害情報を入手するため、防災行政無線の受信装置を備えておくことが重要である。</u></p> <p><u>(5)非常時においては、安否確認や救援要請など、外部との連絡が必要となることから、行政機関等と</u></p>	<p><津波>災害に関する初期情報を的確に入手し、迅速な避難行動につなげるため、防災行政無線の設備を備えておくことが重要。</p> <p><津波>救助までの間を緊急避難場所で過ごすため、情報通信機器を容易に持ち</p>

幼稚園施設整備指針（現行）	幼稚園施設整備指針（改正案）	備 考
<p>第8章 防犯計画</p> <p>第3 建物の防犯対策</p> <p>3 避難経路</p> <p>(1)非常時に幼児等が迅速に避難できるよう、複数の避難経路を確保する等の配慮が重要である。</p> <p>(2)通常の施錠管理を確実に行うとともに、火災や地震等の避難時には内側から簡単に解錠できる構造にも留意することが望ましい。</p>	<p><u>の相互通信が可能な防災行政無線設備等を整備しておくことが有効である。なお、津波等の災害により孤立する可能性がある場合には、救助を求めるための情報通信機能を緊急避難場所に持ち出して使えるようにしておくことが重要である。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)<u>避難経路に設ける出入口は、通常の施錠管理を確実に行うとともに、火災や地震等の非常時には、夜間や休日であっても通行可能となる計画とすることが重要である。</u></p>	<p>出して使えるようにしておくことが重要。</p> <p><津波>パニックオープン等の仕組みの導入等により、学校に教職員がいない時間帯に災害が発生した場合にも、緊急避難場所となる屋内運動場や校舎等の屋上等に、速やかな避難ができることが重要。</p>